

# 「アスベスト対策に関する調査」

## ＜調査結果に基づく勧告＞

### ポイント

アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、関係各省の①アスベストの使用実態調査の実施状況、②実態把握後のばく露防止対策等の実施状況、③廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況について、初めて調査

その結果、アスベスト使用建築物の実態把握の充実などについて、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び環境省に対して、平成19年12月11日勧告

この行政評価・監視は、総務省行政評価局に加え、8管区行政評価局（四国行政評価支局を含む。）が、平成18年8月から実地調査をしたものです。

# 1 概 略

## 背 景

アスベストは、吸引した場合、肺がん、中皮腫などの健康被害を生ずるおそれがあり、平成17年7月、健康被害が社会問題化

- 政府は、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、
  - i) 17年7月29日 「アスベスト問題への当面の対応」を取りまとめ
    - ・ 対応策（被害の拡大防止、国民の不安への対応、過去の被害への対応）
    - ・ 実態把握の強化（吹付けアスベスト使用実態調査等を実施）
  - ii) 17年12月27日 「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめ
    - ・ 隙間のない健康被害者の救済
    - ・ 今後の被害を未然に防止するための対応（既存施設におけるアスベストの除去、解体時等の飛散・ばく露防止、廃石綿等の適正処理）
    - ・ 国民の有する不安への対応

- 新たな健康被害の防止に資するため、
  - ① 使用実態調査
  - ② ばく露防止対策
  - ③ 排出事業者に対する立入検査の実施状況を調査
- 行政評価・監視において、アスベスト問題を取り上げるのは初めて
- 調査対象：全府省、15都道府県、市町村、関係団体等
- 当省の調査対象建築物
  - i) 使用実態調査の対象となった建築物：389施設  
（国の建築物75、地方公共団体施設75、学校施設等60、病院45、社会福祉施設等45、民間建築物89）
  - ii) 使用実態調査の対象外の建築物：42施設（民間建築物）

## 主な勧告事項

### 1 使用実態把握の充実等

- ・ 1,000㎡未満の民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること（国土交通省）
- ・ 吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること（国土交通省）、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること（総務省、国土交通省）

### 2 ばく露防止対策等の適切な実施

- ・ 除去等の措置の必要性は総合的に診断する必要があることを周知すること（国土交通省）
- ・ アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の創設を都道府県等に働きかけること（国土交通省）

### 3 届出情報及び使用実態調査結果の活用

- ・ 建設リサイクル法に基づく解体作業に関する届出情報の入手を徹底すること（厚生労働省）
- ・ 都道府県等に対し、民間建築物調査結果の労働局への提供についての協力を改めて要請すること（国土交通省）

### 4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等

立入検査表の案の作成などにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査の実施を要請すること（環境省）

勧告先：総務省  
文部科学省  
厚生労働省  
国土交通省  
環境省  
勧告・閣議発言日  
：平成19年12月11日

## 2 使用実態把握の充実等

### 【関係省の使用実態調査の概要】

項目	調査の名称	国の建築物調査	地方公共団体施設調査	学校施設等調査	病院調査	社会福祉施設等調査	民間建築物調査
所管省		国土交通省	総務省	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	国土交通省
建築物の種類		国の建築物	地方公共団体施設	学校等	病院	保育所等	民間の建築物
調査対象建築物	面積	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	おおむね1,000㎡以上
	施工時期	指定なし	平成8年度以前	平成8年度以前	平成8年度以前	平成8年度以前	昭和31～平成元年
調査対象建材（吹付け材）	吹付けアスベスト	○	○	○	○	○	○
	アスベスト含有吹付けロックウール	○	○	○	○	○	○
	吹付けパーミキュライト（ひる石）			○	○	○	
	吹付けパーライト			○	○	○	

(注) 1 ○印は当該調査項目を調査しているもの。

2 病院調査等の4調査の施工時期は、平成7年にアスベストの法的な製造・吹付け作業規制が行われ、これに在庫の使用をも考慮したことによるものであり、民間建築物調査の施工時期は、平成元年までに製造事業者の自主規制によりアスベストの製造が中止されたことによるものである。

3 使用実態調査は、上表の調査に「公共住宅調査」を加えた7調査であるが、当省の調査は不特定多数が使用する建築物に着目して実施したため、同調査は対象としていない。

#### 制度の仕組み

- 民間建築物調査の調査対象建築物
  - i) おおむね1,000㎡以上
  - ii) 昭和31年頃から平成元年までに施工された建築物を対象。建築物の種類は限定せず
- 国の建築物調査、地方公共団体施設調査、民間建築物調査の調査対象建材
  - 吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトは調査対象外

#### 調査結果

- 当省が、1,000㎡未満の民間建築物42施設を調査した結果、7施設においてアスベストが含有されている可能性がある吹付け材の使用が判明
  - 平成3年に改修された施設においても、アスベスト含有吹付けロックウールを使用
- 当省が、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトが調査されていない国の建築物調査、地方公共団体施設調査、民間建築物調査の計239施設を調査した結果、30施設でこれら吹付け材の使用が判明
- 15都道府県のうち1都道府県内の7市では、民間建築物調査について鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定して調査
  - ※ この都道府県内の1,000㎡以上の民間建築物は42,066施設。うち、民間建築物調査の対象とされた建築物は10,656施設

報告書頁  
P12～P18

#### 勧告要旨

アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、

- ① 国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。
- ② 国土交通省は、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。
- ③ 国土交通省は、民間建築物調査において、その用途・種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。

### 3 ばく露防止対策等の適切な実施

#### 制度の仕組み

- ばく露防止対策
  - ・ 石綿障害予防規則  
事業者は、労働者が粉じんにはく露するおそれがあるときは、除去等の措置を講ずる必要
  - ・ 吹付けアスベスト等の除去の必要性についての考え方（建築関係の民間の専門機関の技術指針）  
処理工事の要否は、劣化状態の把握、アスベスト粉じん濃度、現地状況・周辺状況等（使用頻度）を勘案して、総合的に判断
- 民間建築物等に対するアスベスト除去等の支援措置
  - ・ 国の施策：アスベスト改修型優良建築物等整備事業（地方公共団体が民間事業者に対して補助する場合、当該地方公共団体に対して、費用の1/3を補助）等
  - ・ 地方公共団体独自の施策：融資等

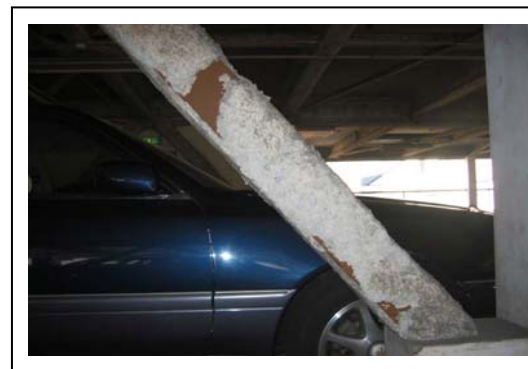
#### 調査結果

- ばく露防止対策の実施状況  
当省が調査した389施設のうち、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあるとみられるものは36施設。そのうち15施設が使用箇所の封じ込めや閉鎖等の措置を未実施
- 【理由】
  - ・ アスベスト粉じん濃度の測定時点で飛散していないことから、劣化状態にかかわらず飛散のおそれがないと誤解
  - ・ 費用負担や営業上の支障 ほか
- アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県等における創設状況
  - ・ 平成17-18年度予算額80億円、支出額44億円
  - 【創設状況（平成19年9月現在）】
  - ・ アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県等における創設状況  
都道府県 38.3%、政令市 76.5%、市区町村 6.7%
  - ・ 上記以外の対応（地方公共団体独自の融資等）  
都道府県 40.4%、政令市 5.9%、市区町村 0.7%

報告書頁  
P45～P48

#### 勧告要旨

- ① 国土交通省は、除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に診断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。
- ② 国土交通省は、アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。



駐車場に吹き付けられたアスベスト含有吹付けロックウール。損傷・欠損がみられる。



## 4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等

### 制度の仕組み

- 廃石綿等の処理に係る規制の強化
  - i) 平成3年10月 廃棄物処理法の改正により**特別管理産業廃棄物**に指定
    - ・ **処理に係る帳簿の備付け**(廃棄物処理法)
    - ・ 処理委託業者への**特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状等の事前の文書通知**(廃棄物処理法施行令) など
  - ii) 平成10年3月 **廃石綿等保管時の飛散防止措置**(廃棄物処理法施行規則)
    - ・ 十分な強度を有する耐水性の材料で二重にこん包する
    - ・ 固型化する
- 廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査  
都道府県等は、事業者の事務所、事業場に立ち入り、帳簿書類等を検査(廃棄物処理法)

#### 【特別管理産業廃棄物】

廃PCBや感染性廃棄物など、爆発性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で指定されたもの(18種類)



### 調査結果

- 環境省は、平成2年に示した立入検査表の案に、3年以降の廃棄物処理法等の改正により規制が強化された事項を盛り込み、都道府県等に提示していない
- 都道府県等における立入検査表の作成状況
  - i) 当省が調査した**17県市のうち3県市で立入検査表を未作成**
  - ii) 立入検査表を作成している**14県市のうち13県市で規制が強化された事項が欠落**
- 事業者における廃棄物処理法等の遵守状況
  - ・ 調査対象とした**38事業者のうち6事業者で帳簿を未作成**。受託者の許可番号など**帳簿の必要記載事項が確認できず**
  - ・ **6事業者で処理委託業者に対する事前の文書通知が未実施**
  - ・ **1事業者でマニフェスト(産業廃棄物管理票)に廃石綿等の数量を記載せず**

報告書頁  
P77～P80



### 勧告要旨

環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、

- ① 廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。
- ② 廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。

## 5 その他の勧告事項

### 【アスベスト使用実態調査における把握漏れ】

#### 調査結果

- 当省が調査した389施設のうち10施設において、建築物内の部屋、調査対象アスベスト含有建材の把握漏れを確認

#### 勧告要旨

総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。

報告書頁  
P18～P19

### 【使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性】

#### 調査結果

- 使用実態調査結果等の所有者等における保存が求められていない地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査の254施設のうち12施設において、調査結果の記録を保存せず

#### 勧告要旨

厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。

報告書頁  
P50～P51

### 【届出情報等の活用】

#### 調査結果

- 当省が調査した8労働局及びこれらの管内の16監督署のうち5労働局及び10監督署で建設リサイクル法に基づく届出情報を都道府県等から未入手。1労働局で、都道府県の協力を得られず、民間建築物調査結果を未入手

#### 勧告要旨

厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト使用建築物の解体作業に関する届出情報の入手を徹底させること。

国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。

報告書頁  
P71～P72

## 6 参考

### ①アスベストの特性、種類等

- 「石綿」とは、クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)などで繊維状のもの
- 吸引した場合、肺がん、中皮腫などの健康被害を生ずるおそれ
- 建造物材料に約9割。自動車のブレーキ、クラッチ、船舶、化学プラントのシール材、ボイラー等

### ②建築物で使用されている、アスベストが含有されている可能性がある建材

- 吹付け材 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト等
- 保温材等 折板(せっぽん)裏打ち断熱材、煙突用断熱材等
- 成形板等 石膏ボード等

吹付けアスベスト



吹付けロックウール



吹付けバーミキュライト



吹付けパーライト



(注) 『目で見えるアスベスト建材』(国土交通省)から引用。

### ③アスベスト製品の製造等に係る規制の概要

- |       |  |
|-------|--|
| 昭和50年 | 含有率5%超のアスベストの吹付け作業原則禁止(特定化学物質等障害予防規則)                                    |
| 平成7年  | アモサイト、クロシドライトの製造等禁止(労働安全衛生法施行令)<br>含有率1%超のアスベストの吹付け作業原則禁止(特定化学物質等障害予防規則) |
| 平成17年 | 含有率1%超のアスベストの吹付け作業禁止(石綿障害予防規則)   |
| 平成18年 | 含有率0.1%超のアスベスト製品の製造等禁止(労働安全衛生法施行令)                                       |

### ④国のアスベスト対策の最近の取組

「アスベスト問題への当面の対応」(平成17年7月29日)

①今後の被害を拡大しないための対応、②国民の有する不安への対応、③過去の被害に対する対応、④政府の過去の対応の検証、⑤実態把握の強化(吹付けアスベスト使用実態調査等の実施及びその早期公表など)、⑥各省の緊密な連携、スピード感をもった対策、国民への情報提供

「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日)

①隙間のない健康被害者の救済、②今後の被害を未然に防止するための対応(既存施設におけるアスベストの除去など)、③国民の有する不安への対応

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 総務課地方業務室

室長：田名邊<sup>たなべ</sup>賢治<sup>けんじ</sup>（内線：2421）

補佐：後藤<sup>ごとう</sup>宏<sup>ひろし</sup>（内線：2422）

担当：小野<sup>おの</sup>武司<sup>たけし</sup>（内線：2569）

電話（代表） 03-5253-5111※

電話（直通） 03-5253-5413

ファクシミリ 03-5253-5418

電子メール kans2056@soumu.go.jp

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時30分  
までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。